

人吉市農業委員会定例総会

(第10回)

平成28年10月25日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

平成28年10月25日
市役所仮本庁舎3階議員控室

議事日程

- 日程第 1 議第 43 号 事業計画変更承認申請に対する許可の決定について
日程第 2 議第 44 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 3 議第 45 号 農地法第5条の許可申請に対する意見決定について
日程第 4 議第 46 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 5 議第 47 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農業委員会
の意見決定について

その他協議報告事項

○ 出席委員（19名）

会 長	20番	小 園 隆 光
職務代理人	19番	北 村 和 人
委 員	1番	永 田 正 輝
同	2番	平 川 裕 征
同	3番	林 主 一
同	4番	上 村 邦 明
同	5番	今 井 二 郎
同	6番	猪 古 昭 洋
同	7番	中 村 隆 司
同	8番	才 尾 弘 太 郎
同	9番	宮 崎 右 男
同	10番	迫 田 幸 乃
同	11番	堤 千 鶴 子
同	12番	島 津 良 邦
同	13番	大 石 正 廣
同	14番	永 石 栄 二
同	15番	内 布 征 生

同 16番 上野博司
同 17番 福屋智香子

議事録署名委員 2番 平川裕征
4番 上村邦明

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局長 荒毛正浩
次長 和泉光代
主席 坂井正子
主任 堂坂高弘

開会：9時00分

○（議長）皆さんおはようございます。

本日の会議は、出席委員数が定足数に達しておりますので成立いたしました。

ただ今から、平成28年第10回人吉市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員に2番委員、4番委員を指名いたします。

それでは議事にはいります。本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

○（事務局長）議事日程 朗読

○（議長）日程第1・議第43号を議題といたします。事務局次長お願いします。

○（事務局次長）日程第1・議第43号 朗読

○（議長）1番について調査報告の前に事業計画の変更について事務局から説明をお願いします。

○（事務局 堂坂主任）皆様改めましておはようございます。

この案件については先に事務局から経緯を説明させていただきます。この案件は、平成26年6月に県の許可がおりました太陽光発電施設目的の5条申請でしたが、許可後に九州電力が電力の買い入れを中止したため計画が実施されずそのままになっていました。最近になって九州電力が買い入れを再開したため着工できるようになりました。ただ、当初の計画から一筆追加して事業拡張の変更をすることの事で今回の事業計画変更申請となりました。

た。なお、許可から2年以上の期間、事業実施がされてはいませんでした。その間、進ちょく状況報告は数回提出があり、実施できない理由、九州電力の買い入れ許可が下りれば実施する旨の報告がっておりますので問題は無いと考えています。ちなみに、九州電力が買い入れの中止を始める前までは、経済産業省の設置認定書があれば転用許可が可能でしたが、その後は、九州電力との買い入れの契約が確定していないと転用許可を下ろさないように運用基準が変更されています。

以上で説明を終わります。追加分の審査等については1番委員からの報告をお願いします。

○（議長）今の説明について何か質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、1番の質疑について1番委員の調査報告をお願いします。

○（1番委員）

おはようございます。それでは43号5条の事業計画変更承認申請についての1番の報告をいたします。議案書をご覧ください。

農地の所在は記載のとおりで地目は畑で、農振区分は農用外で面積は一筆の654㎡です。所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は太陽光発電施設の太陽光パネルの設置です。農地区分は第二種農地で都市計画区域内、用途指定区域外です。現地は位置図のとおりです。着工と完了は記載のとおりです。一般基準は1番、3番、4番、6番、8番が適当と判断されました。総合判断は立地基準及び一般基準により、許可相当と判断されました。ご審議のほどお願いします。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況をみて）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

日程第2・議第44号を議題といたします。事務局次長をお願いします。

○（事務局次長）日程第2・議第44号 朗読

1番について11番委員の調査報告をお願いします。

○（11番委員）

1 番についてご報告いたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は田で農振区分は農用内で面積は2筆の5, 059㎡です。権利種別は有償移転で譲渡人、譲受人は記載のとおりです。農業経営の縮小と農業経営の拡張となります。譲渡人は現在熊本市東区保田窪に住んでおられますが熊本地震で被災し家を修理したいので農地を売って出費に当てたいとのことでした。調査書をご覧ください。所有権移転に関しては1番、4番、5番、7番は該当しませんでした。ご審議のほどをお願いします。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

○（議長）2番について12番委員の調査報告をお願いします。

○（12番委員）

おはようございます。2番についてご報告いたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑で農振区分は農用外で面積は一筆の840㎡です。権利種別は有償移転です。譲渡人、譲受人は親戚関係であり、譲るとのことで記載のとおりです。農業経営の縮小と農業経営の拡張です。地図を見てもらうと分かると思いますが譲受人の家の裏が畑になっており、野菜を作るとのことでした。調査書の1番、4番、5番、7番は該当しないとのこと許可しました。これで報告を終わります。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。

日程第3・議第45号を議題といたします。事務局次長をお願いします。

○（事務局次長）日程第3・議第45号 朗読

次に1番について10番委員の調査報告をお願いします。

○（10番委員）

よろしくお願いします。4ページの地図をご覧ください。5条の1番の報告をいたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は田で4筆の面積は6,342㎡となっております。農振区分は農用地内で賃貸借となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は砂利採取となっております。この砂利採取の場所は数年前に地図の黒く塗ってあるところの横の砂利採取を行っており、その後の埋め戻しなどの方策に問題も無く行われているので災害防止等方法、計画に問題ないと思います。その前の家の方の通路側が通学路になっており、トラックが通ることになるので通学路への注意はしておきました。また校区において草払いが年に何回か行われておりますので「そちらの方にも出て草払いをお願いします」とは伝えておきました。排水溝の方に道路を作って排水することですので反対側の田んぼには問題ないと判断いたしました。調査表をご覧ください。一般基準の1番、3番、4番、6番、8番、9番、10番が適当と判断致しました。総合判断で立地基準及び一般基準により、許可相当と判断致しました。よろしくお願いします。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありますか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

日程第4・議第46号を議題といたします。事務局次長をお願いします。

○（事務局次長）日程第4・議第46号 朗読

1番について6番委員の調査報告をお願いします。

○（6番委員）

おはようございます。この1号議案について詳細は記載のとおりです。農地の所在は記載のとおりです。地目は田で、農振区分は農振外、面積は1筆の1,556㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は太陽光発電施設の設置で太陽光パネル260W×232枚の設置をすることでした。ここは農地区分といたしましては第三種農地（都

市計画区域内)の第二種低層住居専用地域となっております。それでは別添の調査書をご覧ください。まず先ほどご説明いたしましたように第三種農地(都市計画区域内)の第二種低層住居専用地域となっております。それから農地の区分、転用目的については第三種農地の転用は許可することができることになっております。一般基準といたしましては1番、3番、4番、6番、8番、10番は適当だと判断いたしました。特に8番の被害防除の対策につきましては周りは全て田んぼとのことでなんら問題ないとのことで特別に被害防除の対策は必要ないとのことでした。また立地基準、一般基準合わせまして総合的には許可相当だと判断いたしました。以上です。

○(議長)ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○(議長)質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

○(議長)挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。2番について4番委員の調査報告をお願いします。

○(4番委員)

おはようございます。5条の2番目についてご報告いたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は田で、農振区分は農振外で面積は543㎡の内48㎡です。譲渡人、譲受人につきましては記載のとおりです。転用目的は離合箇所6カ所を結ぶ仮設道路の一時転用で3年間でございます。地図をご覧ください。国道211号線から入った工業用地の予定地の近くであります。国道から埋立をする場所までダンプが1日に何回も行き来します。ダンプそのものは通りますが離合する時に離合しにくいとのことなので6カ所の離合所の設置を目的にしているところでございます。被害につきましては特に無いとのことでした。6ページまで同一案件なので記載のとおりであり、転用合計面積は288㎡となっております。一般基準につきましては1番、3番、6番、9番、につきましては適当と判断いたします。総合判断につきましては立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議をお願いします。

○(議長)ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「はい」、12番委員。

○(12番委員)

ここは離合場所なので道路の横にあるのかと思いました。

○（４番委員）

ここは道路の横に上下するのですが１０ｍの幅と奥行き４ｍぐらいあります。

（事務局 堂坂主任）

１２番委員が言われましたとおり道路から離れた所に地図には書かれていますが、実際には道路に面した所にあります。

○（議長）他に何か質問はありませんか。質疑はないようですので採決を取ります。

報告のとおり決めるにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって２番は原案可決いたしました。

日程第５・議第４７号を議題といたします。事務局次長をお願いします。

○（事務局次長）日程第５・議第４７号 朗読

それでは事務局の説明をお願いします。

○（事務局 坂井主任）おはようございます。「ご報告いたします。お手元の資料をご覧ください。平成２８年１０月１７日付で、人吉市長から農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画（案）についての意見決定を求められております。まず、１ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について、利用権設定の「田」が２６，６３２㎡、「畑」が０㎡、合計の２６，６３２㎡あがってきております。一番下の所有権移転について、「田」が８，９３０㎡、「畑」が０㎡、合計の８，９３０㎡あがってきております。右側の本年累計は記載のとおりです。次に２ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表（所有権移転関係）になります。今回、公社買い入れが０件、公社売渡が２件、計２件ございました。次に３ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が６件、再設定が１件、合計の７件あがってきております。いずれの案件も本日お配りしております調査表のとおり、それぞれの地区の担当委員さんに調査・確認をいただいております。よって全ての案件については、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。以上、報告を終わります。」

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。9時35分まで各自で審査をお願い致します。

（ 各自審査 ）

○（議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

「 はい 」

○（2番委員）

7番の5年間で7万kgとはどういうことですか。

○（15番委員）

7万kgではなくて7万円です。

○（議長）他にありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決をいたします。

1番と2番の所有権移転について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

1番から7番までの貸借設定について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

これで本日の議事は全部終了いたしました。

来月の定例総会は、25日（金曜日）午前9時00分からカルチャーパレス仮本庁舎の3階議員控室にて変更して開催予定です。お間違いのなきようお願いします。

（ 10時30分 終了 ）